農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和４年４月１日

美浜町長　戸嶋　秀樹

１　協議の場を設けた区域の範囲

　　久々子区

２　協議の結果を取りまとめた年月日

　　令和４年４月１日

３　当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

　　経営体数

　　法人　　１経営体

　　個人　　１経営体

　　集落営農（任意組織）　　０組織

４　３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

　　・担い手が十分確保されている。

５　農地中間管理機構の活用方針

　　・農地中間管理機構を活用して農地を貸付け、地域の農地の維持を図っていく。また、農地　　　　　　　の集約化に取り組む。

６　地域農業の将来のあり方

　　・多面的機能支払交付金を活用し、久々子区農地の景観等を地域全体で保全していく。